

参考資料

令和4年第3回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その9）

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その9)

議案第 79 号	堺市公告式条例の一部を改正する条例	1
----------	-------------------	---



< 議案第79号 堺市公告式条例の一部を改正する条例 >

堺市公告式条例（昭和25年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（規則に関する準用）</u></p> <p>第3条 前条の規定は、規則の公布にこれを準用する。</p> <p><u>（規程等の公表）</u></p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程等で公表を要するものを公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の規程等の公表にこれを準用する。</p> <p><u>（市の機関の定める規則及び規程の公表）</u></p> <p>第5条 第2条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関の代表者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程等で公表を要するものについて準用する。この場合において、前条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関</p>	<p><u>（市長の定める規則の公布）</u></p> <p>第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。</p> <p><u>（市長の定める規程等の公表）</u></p> <p>第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程等で公表を要するものについて準用する。</p> <p><u>（市の機関の定める規則及び規程等の公表）</u></p> <p>第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則及び市の機関の定める規程等で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。</p>

の代表者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関の代表者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則、規程等又は市の機関の定める規則、規程等は、それぞれ当該条例、規則、規程等をもって、特に施行期日を定めることができる。

(施行期日の特例)

第6条 条例、市長の定める規則及び規程等並びに市の機関の定める規則及び規程等は、それぞれ当該条例、規則、規程等をもって、特に施行期日を定めることができる。

**令和4年第3回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その9）

---

令和4年8月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-22-0076